

迷惑行為防止条例の一部改正について

令和4年7月1日施行

主な改正点

1 卑わいな行為の禁止（第3条の2）

(1) 被疑者の所在場所要件の変更（第1項）

被疑者の所在場所に関わらず、公共の場所にいる人を盗撮等することが規制されます。

(2) 盗撮の規制場所、規制行為の追加（第4項）

公共の場所や乗物に加え、「タクシー、貸切バス等」を追加するほか、盗撮目的の「写真機等の向け、設置」を追加します。



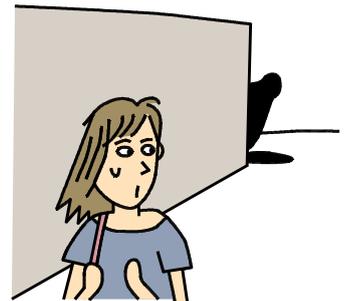
2 嫌がらせ行為の禁止（第12条）

(1) 「現に所在する場所」の追加（第1項）

これまでの「住居、勤務先、学校その他通常所在する場所」に加え「現に所在する場所」への押し掛け等の規制を追加します。

(2) 文書送付行為の追加（第1項第5号）

拒まれたにもかかわらず、連続して手紙等を送付する行為への規制を追加します。



Q どうして条例を改正するの？

A 昨年改正されたストーカー規制法に準じて嫌がらせ行為の改正を行うほか、増加傾向にある盗撮行為について、規制場所等の一部追加を行うなどの改正を行い悪質な迷惑行為の取締りに的確に対応するためです。

Q 罰則に変更はあるの？

A 規制対象行為が追加されるのみであり、罰則に変更はありません。

詳しくは、県警本部県民安全対策課又は県警HPまで

▶ <https://www.police.pref.miyagi.jp>

